

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

伊予市双海町内において発生した衝突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

令和8年7月27日

記

[Redacted]

(1) 令和5年2月8日午前11時47分ごろ、伊予市双海町高岸1227番地2先路上（国道378号上）において、公用軽乗用車が国道に向けて右折していたところ、国道を直進中の乗用車と衝突し、運転手である相手方を負傷させた。

(2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。ただし、将来において相手方に、本件事故に起因する後遺障害等級 10 級を超える後遺障害が新たに認定された場合は、当該後遺障害に対する損害賠償請求権を留保し、別途、協議するものとする。

(3) 損害賠償の額 24,718,209円

